

周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(周南市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 周南市職員の定年等に関する条例（平成15年周南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、周南市国民健康保険鹿野診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させ

ることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(周南市国民健康保険鹿野診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 周南市管理職手当支給条例(平成15年周南市条例第47号)第2条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成15年周南市条例第229号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (3) 周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成26年周南市条例第44号)第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (4) 第1号に準ずる職として規則で定める職  
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監

督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日

の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長す

る場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2条の見出しを「（合併に関する経過措置）」に改める。

附則に次の2条を加える。

(定年に関する経過措置)

第3条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第4条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(周南市職員定数条例の一部改正)

第2条 周南市職員定数条例（平成15年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「934人」を「961人」に改め、同条第2号中「10人」を「11人」に改め、同条第3号中「5人」を「6人」に改め、同条第4号中「6人」を「7

人」に改め、同条第6号中「4人」を「6人」に改め、同条第7号中「104人」を「107人」に改め、同条第8号中「210人」を「222人」に改め、同条第9号中「110人」を「113人」に改め、同条第10号中「20人」を「21人」に改める。

(周南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 周南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成15年周南市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年周南市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年周南市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年周南市条例第32号)

の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(周南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 周南市職員の育児休業等に関する条例（平成15年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされ

た日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係

る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条に次の1号を加える。

(3) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第17条の表第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(周南市職員共済会条例の一部改正)

第8条 周南市職員共済会条例（平成15年周南市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「常時勤務を要する職を占める」を加え、「臨時職員を除き、」及び「及び短時間勤務を除く再任用職員」を削る。

(周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任

用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条に次の2項を加える。

5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第5条及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、任期付職員法第4条の規定により常時勤務を要する職を占める職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

第4条の2を削る。

第5条第1項及び第2項中「第4条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項第1号中「以下」を「以下この項から第3項までにおいて」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「相当する額（以下）」を「相当する額（以下この号及び次項において）」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第3号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「法第28条の4第1項に規定する」を削る。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2項中「第8条」を「第8条、第9条」に改め、「再任用職員及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(定年引上げに伴う経過措置)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 周南市職員の定年等に関する条例(平成15年周南市条例第25号。以下「定年条例」という。)第3条第2項に規定する職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の再任用の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額							
短時間勤務職員	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900

別表第2の再任用の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

(周南市特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第10条 周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に改める。

(周南市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関

する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の2第2項中「同項第3号」を「同項第4号」に、「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第9条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間

第5条の2第2項に次の16号を加える。

(4) 第9条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第9条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(6) 第9条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(7) 第9条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(8) 第9条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(9) 第9条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定

公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

- (10) 第9条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間
  - (11) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
  - (12) 第10条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
  - (13) 第10条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
  - (14) 第10条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
  - (15) 第10条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
  - (16) 第10条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
  - (17) 第10条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
  - (18) 第10条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
  - (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間
- 第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第2項中「及び第3号」を「から第19号まで」に改める。

第9条第3項中「再び職員」を「再び職員（地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）及び周南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年周南市条例第30号）の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。）」に改め、同条第5項中「国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者」を「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「地方公共団体等の退職手当に関する規定」を「国若しくは地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）

（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社

で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第9条第5項第4号中「職員が」を「職員が、」に、「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「特定地方公社職員が地方公社」を「特定公庫等職員が、公庫等」に、「特定地方公務員」を「国家公務員」に、「職員以外の地方公務員」を「国家公務員」に、「、特定地方公社職員」を「、特定公庫等職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再

び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第9条第5項に次の1号を加える。

- (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第9条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第10条の見出し中「特定地方公社」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「後の」を「後の」に改め、同条第2項中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、同条第3項中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項第1号中「職員が」を

「職員が、」に改め、同項第3号中「地方公社の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第10条第3項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第10条第3項に次の1号を加える。

- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第10条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。た

だし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第10条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第12条第4項中「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第17項中「本条」を「この条」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「本条」を「この条」に改め、同条第2号中「懲戒免職等処分及び本条から第20条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関」を「市長」に改める。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「第17条第一項」を「第17条第1項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

第21条第1項中「再び職員」の次に「（特別職の職員及び任期付職員を除く。）」を加え、同条第3項中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第4項中「（平成15年法律第118号）」を削る。

附則第8項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第14項から第22項まで」を加える。

附則第9項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第10項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の9項を加える。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 周南市職員の定年等に関する条例（平成15年周南市条例第25号）第3条第2項に規定する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

17 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）附則第9項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の

項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）

（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第16項第1号に掲げる職員	70歳
附則第16項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

20 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第12条 周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「地公法第22条の4第1項」に、「（以下「職員」という。）」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第13条の2の見出し中「特定職員の」を「時間外勤務手当等についての」に改める。

第22条の見出し中「会計年度任用職員及び再任用職員」を「特定職員」に改め、同条第4項中「地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年周南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「地公法第22条の4第1項」に、「（以下「職員」という。）」を「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第14条の見出し中「特定職員の」を「時間外勤務手当等についての」に改める。

第24条の見出し中「会計年度任用職員及び再任用職員等」を「特定職員」に改め、同条第4項中「地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

(周南市職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 周南市職員の再任用に関する条例（平成15年周南市条例第26号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定並びに第11条中周南市職員退職手当支給条例第12条第4項及び附則第13項の改正規定並びに附則第11条及び附則第20条の規定 公布の日

(2) 第7条中周南市職員の育児休業等に関する条例第2条の改正規定（同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定を除く。）、第2条の3第3号及び第2条の4の改正規定、第2条の5を削る改正規定、第3条の改正規定、第3条の次に1条を加える改正規定並びに第11条第6号の改正規定並びに第11条中周南市職員退職手当支給条例第12条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

2 第11条の規定による改正後の周南市職員退職手当支給条例第12条第4項及び附則第20条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（周南市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の周南市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の周南市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律

第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(周南市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)

(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第

- 1 項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下

同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該

短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(周南市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 常時勤務を要する暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の公益

的法人等への職員の派遣等に関する条例（次条において「新公益法人条例」という。）第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）に対する新公益法人条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

（周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（周南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 附則第1条第1項第2号に掲げる施行の日前に第7条の規定による改正前の周南市職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「旧育児休業条例」という。）第11条第6号の育児休業等計画書を提出した職員に対する旧育児休業条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第16条 第9条の規定による改正後の周南市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用

に関する経過措置)

第17条 常時勤務を要する暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている常時勤務を要する暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項、第15条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第

6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 周南市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項、第4項及び第6項から第10項まで、第8条、第9条、第10条並びに新給与条例第5条第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（周南市特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の周南市特殊勤務手当支給条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

（周南市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の周南市職員退職手当支給条例（次条において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第20条 新退職手当条例第12条第4項の規定は、附則第1条第2項に掲げる適用日以後に新退職手当条例第12条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新上下水道局給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新上下水道局給与条例の規定を適用する。

(周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用職員は、第14条の規定による改正後の周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新ボートレース事業局給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新ボートレース事業局給与条例の規定を適用する。

(参 考)

周南市職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、周南市国民健康保険鹿野診療所において、医療業務に従事する医師については、年齢70年とする。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>

現行

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

改正案

2 前項の規定にかかわらず、周南市国民健康保険鹿野診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

現行	改正案
<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できないとき</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が<u>生ずるとき</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由</u>が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限</u>を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が<u>生ずること</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年</u>を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは</u>、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限</u>を繰り上げるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（周南市国民健康保険鹿野診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 周南市管理職手当支給条例（平成15年周南市条例第47号）第2条に規定する管理職手当を支給される職員の職</u></p> <p><u>(2) 周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職</u></p> <p><u>(3) 周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職</u></p> <p><u>(4) 第1号に準ずる職として規則で定める職</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げ</u></p>

現行

改正案

る基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）

（以下この条及び第10条において「降任等」という。）を

しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る

法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力

（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び

当該降任等をしようとする職についての適正を有すると

認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職

以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を

超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に

属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が

占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職

制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号

において「上位職職員」という。）の他の職への降任等も

する場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況そ

の他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除

き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と

同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上

の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への  
任用の制限の特例）

現行

改正案

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き

現行	改正案
	<p>続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職</p>

現行

改正案

を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするも

現行	改正案
	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者</u></p>

現行	改正案						
<p data-bbox="241 651 340 678">附 則</p> <p data-bbox="188 742 376 769"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="143 785 360 812">第2条 (略)</p>	<p data-bbox="1182 245 2123 320"><u>を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p data-bbox="1151 336 2092 363"><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="1249 427 1451 454"><u>第5章 雑則</u></p> <p data-bbox="1196 518 1308 545"><u>(雑則)</u></p> <p data-bbox="1151 561 2092 588"><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p data-bbox="1249 652 1348 679">附 則</p> <p data-bbox="1196 743 1576 770"><u>(合併に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="1151 786 1361 813">第2条 (略)</p> <p data-bbox="1196 877 1576 904"><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="1151 920 2123 1086"><u>第3条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 1107 1995 1331"><tbody><tr><td data-bbox="1151 1107 1883 1182">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td data-bbox="1883 1107 1995 1182">61年</td></tr><tr><td data-bbox="1151 1182 1883 1257">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td data-bbox="1883 1182 1995 1257">62年</td></tr><tr><td data-bbox="1151 1257 1883 1331">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td data-bbox="1883 1257 1995 1331">63年</td></tr></tbody></table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年						
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年						
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年						

現行

改正案

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで

64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

第4条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

周南市職員定数条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>934人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>10人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 <u>5人</u></p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>6人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 農業委員会の職員 <u>4人</u></p> <p>(7) 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>104人</u></p> <p>(8) 消防機関の職員 <u>210人</u></p> <p>(9) 上下水道局の職員 <u>110人</u></p> <p>(10) ボートレース事業局の職員 <u>20人</u></p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>961人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>11人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 <u>6人</u></p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>7人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 農業委員会の職員 <u>6人</u></p> <p>(7) 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>107人</u></p> <p>(8) 消防機関の職員 <u>222人</u></p> <p>(9) 上下水道局の職員 <u>113人</u></p> <p>(10) ボートレース事業局の職員 <u>21人</u></p>

周南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第14号）第16条から第18条までに規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第14号）第16条から第18条までに規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</u> <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第5条の改正）

現行	改正案
<p>（職員の派遣）                      第2条（略）                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      （1）～（4）（略）                       （5）（略）</p>	<p>（職員の派遣）                      第2条（略）                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      （1）～（4）（略）  <u>（5）周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>                      （6）（略）</p>

周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第6条の改正）

現行	改正案
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただ</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただ</p>

現行	改正案
<p>し、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>し、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長の定める基準に従い任命権者が定める。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長の定める基準に従い任命権者が定める。</p>

周南市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第7条の改正）

現行	改正案
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>（4） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u>の規定に該当する場合にあつては、<u>2歳</u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4</u>の規定に該当する場合にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

現行

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員  
(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同  
条において「1歳到達日」という。)(当該子について  
当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日  
が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末  
日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員  
に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休  
業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る

改正案

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳  
到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員  
が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児  
休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後  
である場合にあっては、当該末日とされた日。以下  
(ア)において同じ。)において育児休業をしている  
非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当  
して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初  
日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする  
育児休業をしている場合であって、当該任期を更新さ  
れ、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用さ  
れることに伴い、当該育児休業に係る子について、当  
該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児  
休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

現行

子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

改正案

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

現行

する場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当する  
 とき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

改正案

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

現行	改正案
<p data-bbox="208 244 360 276">イ (略)</p> <p data-bbox="190 603 909 635">(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p data-bbox="141 651 1122 1086">第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、<u>1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p>	<p data-bbox="1211 244 1364 276">ウ (略)</p> <p data-bbox="1211 288 2123 544">エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p data-bbox="1193 603 1912 635">(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p data-bbox="1144 651 2123 995">第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、<u>1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p data-bbox="1182 1098 2123 1353">(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p>

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</u></p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末</u></p>

現行	改正案
<p>業をしている<u>非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別</p>	<p>日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後<u>引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 周南市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別</p>

現行		改正案			
<p>の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (略)</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第17条 育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。次条において同じ。）をしている職員に対する周南市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) (略)</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第17条 育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。次条において同じ。）をしている職員に対する周南市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)		(略)			
<p>第11条 第2項 第2号</p>	<p><u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u></p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員</p>	<p>第11条 第2項 第2号</p>	<p><u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u></p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員</p>

現行

等」という。)

(略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

改正案

等」という。)

(略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

周南市職員共済会条例新旧対照表（第8条の改正）

現行	改正案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、周南市職員（<u>臨時職員を除き、常勤の特別職の職員及び短時間勤務を除く再任用職員</u>を含む。以下「職員」という。）の福利厚生及び相互扶助のため設置する周南市職員共済会（以下「共済会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>常時勤務を要する職を占める周南市職員</u>（常勤の特別職の職員を含む。以下「職員」という。）の福利厚生及び相互扶助のため設置する周南市職員共済会（以下「共済会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p>

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第9条の改正）

現行	改正案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第5条及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、任期付職員法第4条の規定により常時勤務を要する職を占める職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるとき</p>

現行	改正案
<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p><u>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額</u>は、<u>前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額</u>は、<u>任期付職員法第4条の規定により常時勤務を要する職を占める職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 市長は、組織に関する法令、条例、規則及び執務機関の定める規程の趣旨に沿い、及び<u>第4条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務</u></p>	<p><u>は、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 市長は、組織に関する法令、条例、規則及び執務機関の定める規程の趣旨に沿い、及び<u>前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の</u></p>

現行	改正案
<p>の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、<u>第4条第2項</u>の規定に従い決定する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、<u>前条第2項</u>の規定に従い決定する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6～10 (略)</p>
<p>(通勤手当)</p>	<p>(通勤手当)</p>
<p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>
<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（<u>以下この項から第3項までにおいて</u>「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（<u>以下この項から第3項までにおいて</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p>
<p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職</p>	<p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（<u>以下この条において</u>「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び</p>

現行	改正案
<p>員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1か月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して31,600円の範囲内において、別に規則で定める額（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとし</p>	<p>次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（<u>以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。</u>）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して31,600円の範囲内において、別に規則で定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとし</p>

現行	改正案
<p>た場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署（周南市の区域外に存する公署に限る。）に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）</u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>以下同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間</p>	<p>た場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署（周南市の区域外に存する公署に限る。）に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）</u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号及び次項において同じ。</u>）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期</p>

現行	改正案
<p>の通勤に要する特別料金等の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>間の通勤に要する特別料金等の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第</p>

現行	改正案
<p>4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と同条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第 1 項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の時間との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項 <u>(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> 及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 職員が勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を取得したときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である</p>	<p>4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と同条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第 1 項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の時間との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 職員が勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を取得したときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であ</p>

現行	改正案
<p>場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>る場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員を法第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員とみなして適用した場合に得られる給料の月額</u>」と、「その年の勤務日」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員を法第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員とみなして適用した場合のその年の勤務日</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員を常時勤務を要する職を占める職員とみなして適用した場合に得られる給料の月額</u>」と、「その年の勤務日」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員を常時勤務を要する職を占める職員とみなして適用した場合のその年の勤務日</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

現行	改正案
<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉</p>	<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から<u>第3項まで</u>において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該</p>

現行	改正案
<p>手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定職員の適用除外)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 第8条及び第10条の規定は、<u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p>	<p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定職員の適用除外)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 <u>第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>3 <u>第8条、第9条及び第10条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>(定年引上げに伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>10 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定</u></p>

現行	改正案
	<p><u>めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 周南市職員の定年等に関する条例（平成15年周南市条例第25号。以下「定年条例」という。）第3条第2項に規定する職員</u></p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給す</u></p>

現行

改正案

る。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項又は第

現行

別表第1（第4条関係）  
一般職員給料表

(略)								
再任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 (略)

別表第2（第4条関係）  
医療職員給料表

(略)					
再任用	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 (略)

改正案

14項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）  
一般職員給料表

(略)								
定年前再任用	基準給料月額							
短時間勤務職員	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900

備考 (略)

別表第2（第4条関係）  
医療職員給料表

(略)					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

現行	改正案
	備考 (略)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表（第10条の改正）

現行	改正案
<p>（特殊勤務手当の種類等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第1項の規定にかかわらず、別表中月額をもって定める支給額を、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を別表中月額をもって定める支給額に乗じて得た額に読み替えるものとする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>4（略）</p>	<p>（特殊勤務手当の種類等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、第1項の規定にかかわらず、別表中月額をもって定める支給額を、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を別表中月額をもって定める支給額に乗じて得た額に読み替えるものとする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>4（略）</p>

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表（第11条の改正）

現行	改正案
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、任期の都度支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>（1） <u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（<u>同法第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、任期の都度支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>（1） <u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（<u>同法第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又</p>

現行	改正案
<p>はこれに準ずる他の法律の規定により退職した者 (2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者(同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条</p>	<p>はこれに準ずる他の法律の規定により退職した者 (2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者(同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条</p>

現行	改正案
<p>例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第3号に規定する<u>特定地方公社職員</u>として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第3号に規定する<u>特定地方公社職員</u>となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる期間に準ずるものとして市長が定める在職期間</u></p>	<p>例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第9条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間</u></p> <p>(4) <u>第9条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般</u></p>

現行

改正案

地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

(5) 第9条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等として引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

(6) 第9条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

(7) 第9条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

(8) 第9条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

(9) 第9条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

(10) 第9条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

(11) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に

現行

改正案

規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第10条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第10条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第10条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第10条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第10条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第10条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第10条第3項第6号に規定する場合における先の特定

現行

改正案

公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に掲げる者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に掲げる者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(退職手当の調整額)

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条又

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条又

現行	改正案
<p>は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業をした期間を含む。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該</p>	<p>は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業をした期間を含む。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第9条第4項において</u>「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下<u>この項及び第5項において</u>「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該</p>

現行	改正案
<p>各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、市長の定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が退職した場合(前条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に<u>再び職員</u>となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員、<u>国家公務員退職手当法</u>(昭和28年法</p>	<p>各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号<u>から第19号まで</u>に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、市長の定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が退職した場合(前条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に<u>再び職員(地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員(以下「特別職の職員」という。))及び周南市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年周南市条例第30号)の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。))を除く。)</u>となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員、<u>国家公務員(国家公務員退職手当法</u></p>

現行	改正案
<p>律第182号) 第2条に規定する者又は国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した<u>地方公共団体等の退職手当に関する規定</u>において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(昭和28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>又は国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した<u>国若しくは地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u>の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

現行	改正案
<p>(2) <u>他の地方公共団体で、退職手当に関する規程において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公社等職員」という。）が任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体の公務員となった場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）の公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き</u></p>	<p>(2) <u>他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を</p>

現行

職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

改正案

支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除

現行

改正案

- (3) 特定地方公社職員が地方公社の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定地方公社職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (4) 職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定地方公社職員となるため退職し、かつ、引き続き

く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、

現行	改正案
<p>特定地方公社職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(特定地方公社から復帰した職員等の在職期間の計算)</p>	<p>かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間</p> <p>(7) <u>職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間</u></p> <p>6 <u>移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p>

現行

改正案

第10条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から、後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定地方公社職員が、地方公社の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定地方公社職員としての在職期間については、前条（第5項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公社職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合におい

第10条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、前条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職

現行	改正案
<p data-bbox="210 244 1115 363">ては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の<u>特定地方公社職員</u>としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p data-bbox="176 826 1115 1082">(2) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて<u>特定地方公社職員</u>となるため退職し、かつ、引き続き<u>特定地方公社職員</u>として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から<u>特定地方公社職員</u>としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p>	<p data-bbox="1211 244 2116 411"><u>員</u>として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p data-bbox="1182 427 2116 810">(2) <u>職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</u></p> <p data-bbox="1182 826 2116 1129">(3) <u>特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</u></p> <p data-bbox="1182 1145 2116 1350">(4) <u>国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続</u></p>

現行	改正案
<p>(3) <u>特定地方公社職員が、地方公社の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定地方公社職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定地方公社職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公社職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</u></p>	<p><u>いた在職期間の終期までの期間</u></p> <p>(5) <u>特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</u></p> <p>(6) <u>特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</u></p> <p>4 <u>移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について</u></p>

現行	改正案
<p>4 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、募集を行う日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期</p>	<p><u>は、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、募集を行う日の属する年度の3月31日に達していることとなる年齢が定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期</p>

現行	改正案
<p>間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とする。</p>	<p>間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p>
<p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～16 (略)</p> <p>17 <u>本条</u>の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 <u>本条</u>から第20条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第20条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、<u>懲戒免職等処分及び本条から第20条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関</u>）をいう。ただし、当該機関が退職</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～16 (略)</p> <p>17 <u>この条</u>の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 <u>この条</u>から第20条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第20条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、<u>市長</u>）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止</p>

現行	改正案
<p>後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、<u>懲戒免職等処分及び本条から第20条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関</u>）をいう。</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p>	<p>された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、<u>市長</u>）をいう。</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p>

現行

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

改正案

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

現行	改正案
<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 （略）</p>
<p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をした</p>	<p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項までにおいて同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受ける</p>

現行	改正案
<p>と認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する周南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、<u>第17条第1項</u>の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該</p>	<p>べき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する周南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、<u>第17条第1項</u>の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該</p>

現行	改正案
<p>退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あっては</u>、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職</p>	<p>退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>は</u>、<u>失業者退職手当額</u>を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当</p>

現行	改正案
<p>手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあっては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 （略）</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）</p> <p>第21条 職員が退職した場合（第8条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が第10条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き<u>特定地方公社職員</u>となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き<u>特定地方公社職員</u>となった場合においては、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>4 地方独立行政法人法<u>（平成15年法律第118号）</u>第59条第2項</p>	<p>該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 （略）</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）</p> <p>第21条 職員が退職した場合（第8条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員<u>（特別職の職員及び任期付職員を除く。）</u>となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が第10条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となった場合においては、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行</p>

現行	改正案
<p>の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～7 (略)</p>	<p>1～7 (略)</p>
<p>(退職手当の調整)</p>	<p>(退職手当の調整)</p>
<p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>	<p>8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第22項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>
<p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>11・12 (略)</p>	<p>11・12 (略)</p>
<p>13 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるの</p>	<p>13 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるの</p>

現行	改正案
<p>は「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p>	<p>は「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>14 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。</u></p>

現行

改正案

- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。  
(1) 周南市職員の定年等に関する条例（平成15年周南市条例第25号）第3条第2項に規定する職員  
(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員
- 17 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）附則第9項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 18 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表

現行

改正案

第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項各号に掲げる職員以外の者	60歳
--------------------	-----

附則第16項第1号に掲げる職員	70歳
-----------------	-----

現行

改正案

附則第16項第2号に掲げる職員

規則で定める年齢

20 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退

現行	改正案
	<p><u>職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>22 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第12条の改正）

現行	改正案
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市上下水道局企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定するもの及び<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>特定職員</u>の適用除外）</p> <p>第13条の2 （略）</p> <p>（<u>会計年度任用職員及び再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第5条、第6条及び第16条の規定は、<u>地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市上下水道局企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定するもの及び<u>地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）</u>の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>時間外勤務手当等</u>についての適用除外）</p> <p>第13条の2 （略）</p> <p>（<u>特定職員</u>についての適用除外）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第5条、第6条及び第16条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>

周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第13条の改正）

現行	改正案
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（12） （略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（12） （略）</p>

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第14条の改正）

現行	改正案
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市ボートレース事業局企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定するもの及び<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>特定職員</u>の適用除外）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>（<u>会計年度任用職員及び再任用職員等</u>についての適用除外）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第4条、第6条、第8条及び第17条の規定は、<u>地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、</u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市ボートレース事業局企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定するもの及び<u>地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>時間外勤務手当等</u>についての適用除外）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>（<u>特定職員</u>についての適用除外）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第4条、第6条、第8条及び第17条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員又は</u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条若しくは<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>